

入札公告

令和8年4月30日

次のとおり一般競争入札に付します。

公立学校共済組合関東中央病院

病院長 竹下 克志

1. 請負期間：令和8年6月1日から令和9年5月31日
ただし、請負実施日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除くものとする。
2. 引き渡し場所： 公立学校共済組合関東中央病院 2階臨床検査科
3. 参加資格者
 - (1) 次の各号いずれかに該当しない者であること。
 - 一 契約の履行が不適切な状態が現に継続している者。
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権得ない者
 - 三 応募に参加しようとする者が暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認したものをいう。）
 - (2) 国の競争参加費格（全省庁統一資格）において令和8年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等（調査・研究）」A、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。

3. 提出書類

<入札参加資格申請>

- ①入札参加意向申出書
- ②-1. 国の競争参加費格（全省庁統一資格）の資格審査結果の写し
- ②-2. (②-1を有していない場合) 当院の見積参加資格申請書類一式
(②-1または②-2を提出している場合、①のみ)

<入札書提出>

- ③入札書
- ④外部委託検査一覧（別紙）

4. 提出先・提出方法

<入札参加資格申請>

〒158-8531

東京都世田谷区上用賀6-25-1

公立学校共済組合関東中央病院 会計課物流管理係

*持参又は送付（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる）

*持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

<入札書提出>

別紙「入札書の提出方法について」のとおり

5. 提出日時

<入札参加資格申請期間>

令和8年5月13日（水）午後5時必着

※持参による申込受付については、土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

<入札書提出期間>

入札参加資格申請期間から令和8年5月14日（木）午後2時まで

6. 入札方法

入札金額については、日本円により1品目当たりの税抜単価を記入すること。

また、外部委託検査項目のほか請負に要する一切の費用を含めた額とすること。

7. 検査項目、検査方法、基準値、単位は別紙入札内訳書と同様であることとする。

また、主材料、使用機器、試薬メーカー及び報告日数についてはこの限りでないとする。

8. 関連項目については、採血量・データ継続性を考慮しグループ化している。これらは分散することは出来ない。関連項目をグループにして、総価で安価な業者に決定する。その者が複数の場合は、入札した最低価格を多く落札した入札者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

9. 新規請負者は、旧請負者との検査データ継続性を保証するため、上位 50 項目 (n=50) は現在データとの相関を取り相関図を作成し臨床医および検査科へ内容を説明すること。説明に際し、当院よりの質問・疑義については速やかに回答すること。これらの事項は契約業者確定日より 5 月 31 日までに完了させ臨床検査科および会計課物流管理へ相関図と共に説明日時や説明内容を記した完了報告書を必ず提出すること。なお、相関測定に使用する検体は病院が用意し、新旧請負者へ同時に検体を提出する。測定費用は新旧請負者が負担すること。
10. 新規請負者は、臨床検査科およびシステム担当者との調整を実施し、電子カルテおよび検査システムのマスタ変更作業を契約業者確定日より 5 月 31 日までに必ず完了すること。なお、その際発生する費用は全て新規請負者が負担すること。
11. 新規請負者は、契約業者確定日より 5 月 31 日までに現行病院検査システムの仕様に準拠した媒体を使用した依頼、報告システムを構築すること。また、「検査法・基準値一覧」に定められた全て検査内容について送受信テストも同時に完了させること。なお、その際に発生する費用は全て新規請負者が負担すること。
12. 新規請負者は、病院業務に支障が生じないよう旧請負者とは万全の引継ぎを実施し、契約業者確定日より 5 月 31 日までに完了させること。
13. 発注者が請負者に検体を発注する場合は、検査オーダーにより本院臨床検査科を通して発注するものとする。
14. 請負者は本院臨床検査科において、次の業務を行うものとする。
- (1) 検体の受付
- 検体の発注情報と検体を照合し、検査項目、検体の種類、容器、検査方法、基準値、単位及び報告日数等の必要事項を確認するものとする。また、発注データを臨床検査科システムの端末より取り込み、ワークシートと共に検体を受領する。
- また、検体の不足、溶血、凝固等（以下「検体の異常」という）がないか確認し、検体の異常を発見した場合は、直ちに医師に連絡するものとする。
- (2) 検体の搬出
- 検体の搬出にあたっては、各々冷蔵、凍結等適切な状態で行うものとする。また、検体の搬出時に、検体の異常がないか確認し、検体の異常を発見した場合は、直ちに本院医師に連絡するものとする。

(3) 検査の報告

検査項目の結果を、検査結果（可能であれば画像報告まで）を併せて報告する。
また、検体の異常により検査不能の場合には、その理由を直ちに医師及び本院係員に報告するものとする。

(4) 再検査

前項の検査で不合格となった検査は、直ちに再検査を実施の上、検査報告を行い、本院係員の検査を受けるものとする。

なお、再検査に要する費用は請負者の負担とする。

15. 検体の種類、測定法、基準範囲、単位及び検査日数について、当初のものを継続することができない場合は、事前に発注者に通知の上、指示を受けるものとする。

16. 遵守事項

(1) 検査は、1件ごとに善良なる管理者の注意義務のもとで、迅速かつ確実に行うものとする。

(2) 請負者は、日本医師会サーベイ、CAPサーベイ並びに日本臨床衛生検査技師会サーベイに参加し、その認定を受けていること。

(3) 請負者は、ISO15189に基づく臨床検査室の認定を受けていること。

(4) 請負者は、当院の発注する検査について90%以上を自社にて測定していること。

(5) 請負者は、請負開始までに、検査受付・報告に対応する為のシステム開発を終了することまた、それに掛かる費用については院内開発費用も含めて請負業者が全額負担すること。

(6) 採血容器については、現在使用している容器を使用すること。

17. 本仕様書に記載の業務について、その変更が必要となった場合は、発注者・請負者間において協議するものとする。

18. 上記内容を契約業者確定日より5月31日までに体制を整え、6月1日より運用を開始すること。

19. 入札予定価格 設定する（各検査項目）

20. 最低落札価格 設定しない

21. 入札保証金 免除する

2.2. その他

- (1) 仕様書内容との相違が認められた場合、病院は請負者に対し、その契約を不履行と判断し、直ちに契約の解除を行うものとするとともに、規定に基づき処分を行うものとする。
- (2) 請負者が本仕様書内容の事項を履行せず、病院及び第三者に利害を与えたときは損害賠償の責に任ずるものとする。
- (3) この入札に係る提出書類作成および提出等に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は法令に定める場合を除き、この入札の目的以外では提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された書類等は、返却しない

2.3. 入札実施日

令和8年5月14日（木）午後2時より
なお、開札の立会は不要とする。